

平成 28 年 1 月 13 日

第 1 回倉吉市議会臨時会議案提案理由説明

倉吉市長

あけましておめでとうございます。

今年は、例年になく天候に恵まれた穏やかな年明けとなりました。市議会議員の皆様、そして市民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、まず3月に倉吉市と関金町が合併して10周年を迎えた節目の年でありました。地域おこし協力隊の活躍もあり、少しずつ関金地区も変わってきましたが、今後も更に関金地域の資源を活かした地域振興を図っていきたいと思います。

また、関金地区では、山守小学校と関金小学校の統合が決定し、今年4月に新・関金小学校が開校します。地域の皆さまにとっていろいろな思いがあると思いますが、これからの将来を担う子どもたちの教育を考えて、成功例となるよう努力してまいりたいと考えています。

昨年4月には待望した鳥取看護大学が開学しました。智の拠点として人材養成や地域経済の活性化へと繋がるよう期待しているところであります。開学に向けご尽力いただいた関係者の皆さまに深く感謝致します。

企業誘致については、これまで10社の企業を誘致し、少しずつ成果が現れてきていると実感しています。また、地元企業の増設もあり、雇用の場が増えることで若者定住に結びつくものと期待しています。

一方、防災の面では、大きな自然災害はありませんでしたが、大正町の火災や中部地区で震度4の地震がありました。幸い人命に関わる大きな被害はなかったものの、改めて平時からしっかりと災害への備えをしていく必要性を実感したところでもあります。

そして、昨年は全国的に「地方創生」の年でもありました。本市においても市民の皆さま、各界のご協力もいただき「倉吉市未来いきいき総合戦略」

を策定することができました。今年は、これらの戦略の実行の年であります。人口減少社会の中で、地域の活力をいかに維持していくのかを地域の皆さまと一緒に考え、協力して取組み、効果のあるものにしていきたいと考えています。

国政においては、安全保障、TPP、消費税等、目まぐるしく変化しました。今後、国や県の予算など状況をよく把握して、倉吉市にあった形での確な対応をしていきたいと考えています。

倉吉市は、ここ数年、経済誌などが発表する住みやすさランキングで、暮らしやすいまちで上位の評価をいただいています。

子育て支援、移住定住、雇用の場の確保、地域づくりなど、事業効果をしっかり見極めながら地方創生の取組みを進め、みんなで知恵を出して、本当に倉吉に住んでよかったと実感していただけるようなまちづくりをしていきたいと考えています。

議員各位のご支援、ご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は、

報告案件 2 件

条例案件 1 件

一般案件 1 件 の計 4 件であります。

まず、報告第 1 号及び報告第 2 号 議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）であります。

平成 26 年 9 月 25 日及び平成 27 年 6 月 8 日に議決をいただいた灘手工業

用地貸工場建設工事であります。電気設備工事について、製作機械の搬入が遅れたことに伴い、機械の電源接続工事の期限を延長するとともに、幹線ケーブルのサイズを変更したことなどにより、契約金額が減額となったものです。

また、機械設備工事については、製作機械の搬入が遅れたことに伴い、圧縮空气管接続工事の期限を延長するとともに圧縮空气管の改造を行ったことなどにより、契約金額の増額が必要になったもので、これらの変更契約について、平成 27 年 12 月 17 日に専決処分を行ったものです。

次に、議案第 1 号 倉吉市税条例の一部改正についてであります。

平成 27 年 12 月 18 日付の総務省自治税務局通知において、個人番号を記載する地方税関係書類の一部見直しが示され、納税義務者の本人確認手続等の負担を軽減するため、申告等に関連して提出される一定の書類については、個人番号の記載を要しないこととされました。これを踏まえ、倉吉市税条例の規定に基づく様式の一部についても、個人番号の記載を不要とするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 2 号 工事請負契約の締結について（成徳小学校教室棟改築工事（建築主体））であります。

本工事は、学校施設の耐震化事業の一環として行うもので、平成 27 年 12 月 25 日に公募型指名競争入札を実施し、5 億 922 万円で落札されたものです。

この請負契約の締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定

に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。